

博士の学位論文

本大学院生物産業学研究科博士後期課程に在学している者および博士後期課程を経ない者は、東京農業大学学位規程に基づき、本研究科に博士論文の審査申請をする場合は下記のとおり申請手続き等により取り扱います。

1. 申請手続き

博士論文の審査申請をする者は、所定の提出書類および学位請求論文をそろえ指導教授を経て、学生サービス課に提出します。

なお、申請にあたっては審査基準があるため、指導教授に必ず確認をしてください。

2. 提出書類等

- (1) 学位申請書〔別紙様式1〕……………申請日、住所、氏名（捺印）を記入。
博士後期課程修了による場合は学位規程第3条、博士課程を得ないで博士論文を提出する場合は第4条
- (2) 論文目録〔別紙様式2〕……………氏名、論文題目を記入
論文題目は学位請求に関連のある学術論文がある場合にはその論文題目を関連の高い順に主論文・副論文・参考論文に記載する。
- (3) 履歴書〔別紙様式3〕……………氏名は学位記作成のため正確に記入。
学歴は高等学校卒業から記入。免許は論文審査上関係するもののみ記入。
- (4) 著書、学術・研究論文〔別紙様式4〕……………項目ごとに区別し、年代順に記入する。
著者名は全員を記入（8名以上の場合は、主要7名の氏名を明記し、他何名とする。）
- (5) 論文内容の要旨〔別紙様式5〕……………1頁左上の枠内は、氏名、本籍および論文題目のみ記入する。論文が英文の場合は、和文の要旨も提出する。
- (6) 論文4冊（A4版縦型）……………論文が和文の場合は英文の要旨を、論文が英文の場合は和文の要旨を最後尾に添付する。審査の段階では仮り綴じ4部（博士後期課程修了見込者は2部でよい。最終4部提出）提出。

※ (3)～(5)は同じ様式・サイズであれば、ワープロ・タイプでの作成・記入可
（「論文内容の要旨」の横罫線…は不要）

3. 学位論文審査料

学位論文審査料は、東京農業大学大学院学則第26条、学位規程第5条により次のとおりとします。

- (1) 博士課程による者……………審査料を免除
- (2) 博士課程を経ないで論文を提出する者……………300,000円
- (3) 博士課程に最低在学年数以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が論文を提出する場合は
 - ① 退学したときから1年以内の場合……………審査料を免除
 - ② 1年を超えて、7年以内の場合……………150,000円
 - ③ 7年を超えた場合……………300,000円

上記(2)および(3)の学位論文審査料は、博士課程生物産業学研究科委員会における「受理可否」審議までに、金融機関(郵便局を除く)から振込みにより納入してください。(振込先は、学生サービス課に問い合わせること。)